

## 【木村草太の憲法の新手】（25）緊急事態条項 改憲提案の根拠とならず 法律規定すでに存在



2016年2月8日 14:39



木村 草太（きむら そうた）

憲法学者／首都大学東京教授

1980年横浜市生まれ。2003年東京大学法学部卒業し、同年から同大学法政学研究科助手。2006年首都大学東京准教授、16年から教授。法科大学院の講義をまとめた「憲法の急所」（羽鳥書店）は「東京大学生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読書」と話題となった。主な著書に「憲法の創造力」（NHK出版新書）「テレビが伝えない憲法の話」（PHP新書）「未完の憲法」（奥平康弘氏と共に、潮出版社）など。

ブログは「木村草太の力戦憲法」<http://blog.goo.ne.jp/kimkimir>  
ツイッターは@SotaKimura

今年に入り、安倍首相や一部の自民党議員は、憲法改正に強い意欲を示しており、参院選の争点にしようとする動きもある。特に注目を集めているのが、緊急事態条項だ。自民党は2012年に発表した憲法改正草案で、戦争・内乱・大災害などの場合に、国会の関与なしに内閣が法律と同じ効力を持つ政令を出す仕組みを提案している。

その提案の根拠としては、現行憲法には緊急事態条項がなく、満足な対応ができない可能性がある、と指摘される。もしそれが本当なら、改憲提案は魅力的だ。

しかし、憲法は、国民の権利を守り、権力乱用を防ぐために、国家権力を規制する法である。権力者から、憲法を変えたいと提案されたときは、警戒して内容を吟味した方が良い。

まず、そもそも、現行憲法に緊急事態条項がない、というのは誤りである。戦争や災害の場合に、国内の安全を守り、国民の生命・自由・幸福追求の権利を保護する権限は、内閣の行政権に含まれる（憲法13条、65条）。

緊急事態対応に新たな法律が必要なら、内閣は、国会を召集し（憲法53条）、法案を提出して（憲法72条）、国会の議決を取ればよい。衆議院が解散中でも、参議院の緊急集会が国会の権限を代行できる（憲法54条2項）。誰もが必要だと思う法案なら、国民の代表である国会が邪魔をすることもないだろう。

また、緊急事態については、既に詳細な法律規定が整備されている。侵略を受けた場合には武力攻撃事態法、内乱には監察官職務執行法や自衛隊の治安出動条項、災害には災害救助法や災害対策基本法がある。災害対策基本法109条には、状況に応じて、供給不足の「生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若（も）しくは禁止」や「災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定」、「金銭債務の支払の延期」などに関する政令制定権限までもが定められている。

もし、これらの法律で足りないなら、不備を具体的に指摘して、まずは法改正を提案すべきだ。そして、必要な法案が現憲法に違反するということになって初めて、憲法改正が論点となる。

もちろん、以上の議論は、非常事態への備えが十分だということを意味しない。いくら法律があっても、政府や自治体、國民が上手に使いこなせなければ、絵に描いた餅だ。また、ミサイルだろうが、大地震だろうが、それに対応するには、食糧の備蓄や緊急用の非常電源が欠かせない。

となると、非常事態に強い國を本気で作りたいなら、今取り組むべきは改憲論議ではない。法律を使いこなすための避難訓練の実施、食糧備蓄・発電設備の充実、各自治体への災害対策用の予算・設備の援助だろう。

緊急事態を本気で憂うるなら、緊急時に漠然とした強権に身を委ねるのは得策ではない。強権に頼って思考停止することなく、緊急事態対応に必要な予算・設備をどんどん提案すべきだ。首相が本気なら、積極的に提案を取り入れるだろう。そうでないなら、「憲法の文言を変えた」という実績がほしいだけ、と評価されるだろう。（首都大学東京准教授、憲法学者）（記事と写真の転載、複写を固く禁じます）

※「木村草太の憲法の新手（しんて）」は、本紙第1・3日曜日に掲載。

## 【木村草太の憲法の新手】（26）外国の緊急事態条項「多数の国が採用」は誇張 首相提案は「独裁権」



2016年2月23日 13:56



木村 草太（きむら そうた）

憲法学者／首都大学東京教授

1980年横浜市生まれ。2003年東京大学法学部卒業し、同年から同大学法学政治学研究科助手。2006年首都大学東京准教授、16年から教授。法科大学院の講義をまとめた『憲法の急所』（羽鳥書店）は「東京大学生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読書」と話題となった。主な著書に『憲法の創造力』（NHK出版新書）『テレビが伝えない憲法の話』（PHP新書）『未完の憲法』（奥平康弘氏と共に著、潮出版社）など。

ブログは「木村草太の力戦憲法」<http://blog.goo.ne.jp/kimkimir>

ツイッターは@SoraKimura

前回、安倍首相が、国会の関与なしに内閣が法律と同じ効力をを持つ政令を出す仕組みを提案していることを指摘した。安倍首相は、こうした緊急事態条項は、「国際的に多数の国が採用している憲法の条文」であり、導入の必要性が高く、また濫用の心配はないと言う（1月19日参議院予算委員会）。これは本当か。外国の緊急事態条項と比較してみよう。

戦争や自然災害が「いつ起こるか」は予測困難だが、「起きた時に何をすべきか」は想定可能だ。そして、警報・避難指示・物資運搬等の規則を細かく定めるのは、国家の基本原理を定める憲法ではなく、個別の法律の役割だ。このため、外国でも、戦争や大災害などの緊急事態には、事前に準備された法令に基づき対応するのが普通だ。

例えば、アメリカでは、災害救助法（1950年）や国家緊急事態法（1976年）などで、緊急時に国家が取りうる措置が定められている。また、1979年に、 Carter政権の大統領令により、連邦緊急事態管理庁（FEMA）という専門の行政組織が設置された。

FEMAが関係機関の調整機能を果たすことで、地震やハリケーンなどの大災害に見事に対処してきたと言われる。フランスでは、1955年に緊急事態法が制定され、政府が特定地域の立ち入り禁止措置や集会禁止の措置をとることができる。昨年末のテロの際には、憲法上の緊急事態条項ではなく、こちらの法律を適用して対処した。

では、憲法上の緊急事態条項は、どのような場合に使われるのか。まず前提として、多くの国の憲法は、適正な法律を作るために、立法には慎重な議会手続きを要求している。柔軟な立法のために、議会手続きを緩和するには、憲法の規定が必要になる。

例えば、アメリカ憲法では、大統領は、原則として議会招集権限を持たないが、緊急時には議会を招集できる（合衆国憲法2条3節）。また、ドイツでは、外国からの侵略があった

場合に、州議会から連邦議会に権限を集中させたり、上下両院の議員からなる合同委員会が一時的に立法権を行使したりできる（ドイツ連邦共和国基本法 10 a 章）。

フランスや韓国には、大統領が一時的に立法に当たる権限を含む措置をとる規定があるが、それは、「国の独立が直接に脅かされる」（フランス第5共和制憲法 16条）とか、「国会の招集が不可能になった場合」（大韓民国憲法 76条）に限定される。

つまり、アメリカ憲法は、大統領に議会招集権限を与えていたり、ドイツ憲法も、議会の権限・手続きの原則を修正するだけであって、政府に独立の立法権限を与えるものではない。また、フランスや韓国の憲法規定は、確かに一時的な立法権限を大統領に与えているものの、その発動要件はかなり厳格で、そう使えるものではない。

これに対し、安倍首相の提案する緊急事態条項は、発動要件が曖昧な上に、政府の権限を不用意に拡大するもので、緊急時に独裁権を与えるようなものだ。こうした緊急時独裁条項を「多数の国が採用している」というのは、明らかに誇張だろう。

外国の憲法と比較するのであれば、もう少し慎重な態度が必要である。（首都大学東京准教授、憲法学者）（記事と写真の転載、複写を固く禁じます）

※「木村草太の憲法の新手（しんて）」は、本紙第1・3日曜日に掲載。

# 解散・総選挙に関する憲法論をどう報じるべきか

## はじめに

言うまでもなく、衆議院の解散・総選挙は、日本の政治権力の扱い手を変化させるアロセスである。ところで、政治権力は本来、国民全体の公共の利益を実現するために存在する。そうだとすれば、衆議院の解散・総選挙の制度は、「どうすれば、公共の利益をよりよく実現できるか」という基準でデザインされなくてはならない。

では、どうアサインすべきなのか。

その回答は、「それぞれの国によっていろいろ違うのがあり、唯一絶対の正解があるわけではない。しかしながら、日本においては、その様々な回答から一つの

選択として、日本国憲法が作られている以上、日本国憲法の定める規範がきちんと守られているか否かを、第一の判断基準とすべきだろう。したがって、衆議院の解散・総選挙の評価をしようとするなら、それが憲法のルールを遵守してなされたものであるのかどうかを、丁寧に検証せねばならない。

この検証の扱い手は、本来、民主主義の扱い手と一緒にする。つまり、国民全員が権利し、それについて評価せねばならない。しかし、一般の国民には評価の前提となる情報を十分に収集することは、不可能であろう。そこで、マスメディアの役割が重要となる。

では、マスメディアの報道は、この点

を適切に検証しているだろうか。

この点、テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアは、各政党や候補者の政策や当選権限を伝えることには、いつもとても熱心である。また、公職選挙法違反の不正行為に対する追及も厳しかった。例えば、昨年は、選挙運動に絡む「うちわ」や「懇親会」について、非常に細かい報道がなされた印象がある。

しかし、憲法のルールや趣旨に沿る根本的な検討にまで至る報道は、ほとんど見られなかつたのではないか。

これには、一つの理由があるようと思われる。

第一は、憲法上のルールが抽象的・原理的であるため、難しくよく分からな

いと感じられていることである。「そもそも、民主主義の根柢に反するか」「立憲主義の原理に照らし不当ではないか」といった議論は、「うちわは有価物にあたるか」「この領収書の支出は、政治活動に間するものといえるか」といった議論に比べ、抽象的かつ難解であつた。

第二の理由は、話があまりに壮大すぎて、議論しても仕方がないという気分になることがある。例えば、「この解散は選挙だった」としても、選挙全体をやり直すことが現実的であるとは思えない。また、いかにも説得的に憲法違反の理由を示したとしても、時の権力者が素直に聞いてくれようとは、なかなか思えない。

こうした事情を考えると、マスメディアが解散・総選挙の憲法論を十分に報じられないのも、やむを得ない面もある。しかし、だからといって、憲法論を無視してよいわけではない。不適切な解散・総選挙の実質を放置し、その問題点について見て見ぬふりを構ければ、将来においても「公共の利益に反する」アロセスが再現される危険が高まる。どんなに困難で、すぐには結果の出ない検証であつても、それを放置することは正義に反する。

そこで、本稿では、2014年末の解

散・総選挙に関する憲法上の問題を検討し、それがどのように報じられるべきかを分析する。

## I 選挙権の憲法上の位置づけ

14年末の衆議院解散総選挙では、その投票率の低さも話題になつた。小選挙区で52・66%、比例代表で52・65%という投票率は、戦後最低だったちょうどある。

ここで、投票率の低さについて考へる前に、「そもそも、なぜ国民には選挙権が与えられるか」について考えておこう。選挙での投票は、お酒・タバコ・自動車運転等と並んで、「大人になつたらできるもの」のひとつである。なぜ大人だけに認められるのだろうか。

お酒やタバコは楽しい一方で、健康上のリスクもある。また、自動車の運転も、便利な一方で事故等のリスクがある。したがつて、リスク判断の責任をとれる大人のみに認められるのである。このように、「お酒・タバコ・自動車運転は自分のためにすることだから、リスクをしつかり自覚し、ルールを守る限りは、自分の好きにしてらう。

これに対して、選挙は、国会議員とい

う権力者を選定する「権力の行使」である。ごく普通の国民が、選挙のときには、国民の代表者を選ぶ「権力者」になるのである。となると、十分な判断能力が必要なのはお酒等と一緒にても、何でも自分の好きにしていい、と単純に論じることはできない。選挙は、自分のための権利であると同時に、国民全體のための公務でもある、と考えるべきだろう。これは、選挙権=元気と呼ばれる考え方(?)である。

もちろん、独裁国家では選挙が法律上あるいは事实上諷刺され、しかも、独裁者への投票が選挙権剥奪されてきた、といふ歴史的事実からは、投票の自由・権利としての選挙権の側面はとても重要である。しかし、自由選挙が確立した状況を前提とするならば、有権者一人ひとりが「権力者」であるという側面にも、意識を向ける必要があるだろう。

投票権が重要な権力である以上、死刑を宣告する裁判官、あるいは断固たる外交官等を務める外務大臣と同じように、投票者は責任感を持つて投票せねばならない。もし、「死刑判決は書きたくない」とかといって、凶悪犯に懲役刑を言い遂す気にならない」といつて判決を書くのをさぼる裁判官がいたらどうだろう。

きむら・草太  
吉澤大学法学院教員、東洋大学法学部准教授。著書に『政治行動の法理』(東洋大学出版会)、『政治行動の法理』(NHK出版新書)、「テレガム伝記」(PHP新書)、『大津貴生氏との対談集「憲法の条件」(経営20年から考える)』(NHK出版新書)。

ある人は、「他の国に文句言うと怖いし、文句言わないと国民からの突き上げが嫌だなあ」といつて仕事に来ない外務大臣がいたらどうだろ? もちろんの無責任さにあきれることだから。

14年末の選舉に際しては、「投票しない候補がないから、投票しない人が多いのではないか」ということがしばしば指摘された。しかし、こうした選挙は、「権力者」の行動としてあまりにも残念である。たとえ、一人ひとりの影響力は小さかつたとしても、その権力は責任をもつて行使されなければならない。選挙権の公私性を指摘する選挙報道も、もつともつてよいと思う。

もちろん、今述べた議論は、白票を投じてはならない、当日は必ず投票所に行かねばならない、ということを標榜するものではない。いろいろ考えてベストな候補者が見つかたなら、その人に投票する。完璧ではなくとしても、「まあ、この人のほうがましだ」と思える候補者に投票するのもありだろ? あるいは、現在の候補者はだれも信頼できぬ」とを表明するために、「国民全体のために」自潔を怠じたり、棄権したりするのも一つの論理である。

その選挙の多様性が保障されねばならないのは当然だが、各候補者には、「国民全体のため」に自覚的な選択をすることが求められている。

## II 解散権行使の問題

### I 爭点の不正確さ

さて、選挙は一般国民が「権力者」としての役割を果たす大切な機会である。しかしながら、14年末の総選挙は盛り上がりに欠けた。その要因はいろいろあるが、争点があまりにも不正確だったことは、見逃せない。

安倍首相は、主な争点として消費増税延期を擧げた。確かに、財政再建を急務と考へる人々の中には、増税延期への反対意見があつたのは事実だろう。しかし、増税延期法案が議会で否決された事実はない。また、主だった政党も、党として増税延期に反対していたわけではない。あるいは、金融緩和政策や慈善・株式市場介入の在り方等も争点として示されたが、そうした経済政策のどの部分に反対派がいるのか、よく分からなかつた。

このような状況では、「選挙に行きま

しょう」と言われたところで、何を基準に投票すべきか分からぬ。投票率が下がるのも当然だ。では、なぜ、こんな事がになってしまったのだろ?

多くのメディアで指摘されていたことだが、野党の村山が書けなかつたのは事実だろう。野党第一党の候補者数が議席数の過半数に満たなかつた上に、野党間に選挙・連合の機運もなかつた。たとえ野党が大勝しても政権交代ができないのだとしたら、仮に明確な争点があつたとしても、盛り上がりに欠けるのは当然だろ? まして、消費増税延期に反対する野党はほんなく、安倍内閣の示した争点は争点にならなかつたのだから、なおさらだ。

では、なぜ、野党はそんな対応しかできなかつたのだろうか。この点について議論するメディアはあまりなかつた。しかしながら、個別政党のふがいなさを論難するだけで、選挙の「制度的な問題点」を検討しなければ、国民の懸念を十分に反映する選挙はいつまでたつても実現しない。

憲法学の観点から見たとき、野党の対応が不十分なものになつた原因は、野党自身のふがいなさもあるが、解散があまりにも唐突だったことによるものに思われる

れる。率は、「首相が、好きな時に、好きな理由で議会を解散できる」制度は、世界の先進国を見回しても、あまり一般的ではない。幾つか、外国の例を見てみよう。

### 2 諸外国の法制度

まず、アメリカや韓国など大統領制の国には、そもそも任期満了前の議会解散制度がない。大統領は直接国民に選ばれているので、たとえ議会の信任がなくとも、「國民から選ばれた」という正統性があり、行政実務を遂行できる。しだがつて、議会解散権がいらぬのであるほど。

では、内閣が国会に対して責任を負う議院内閣制の国では、どのような制度がとられているのか。

議院内閣制の母国、イギリスでは、実は長らく、首相が好きな時に庶民院(日本の衆議院に相当)を解散できる制度になつていた。日本の解散権のイメージは、イギリスの首相の解散権に由来しているように思う。しかし、そのイギリスでも近年、首相が自分に有利なタイミングを選んで、恣意的に解散することへの批判が高まつた。

一般論として、選挙には、有利不利の

タイミングがある。例えば、増税や年金カットなど、國民に不人気な政策を実施せざるを得ない時期には、与党は選挙を避けたほうが有利だ。一方、野党の連携が整わぬうちに不意打ち解散が行われば、与党は選挙戦を有利に進めることができる。もし、首相が与党の都合のみを優先させるなら、与党に有利なタイミングを選んで解散する慣行ができるだろう。

しかし、本来であれば、選挙は、特定政党のためではなく、國民全体がよりよい政治的決定をできることを目指して、デザインすべきだろ? そこで、イギリスでは、11年に、「議会任期固定法」が制定された(註)。庶民院議員の任期を5年とし、任期前の解散は、①議会が3分の2の多数で解散を決議した場合と、②首相への不信任決議が可決された場合に限られることになつた。

ドイツでは、首相(連邦宰相)の解散権は、憲法で制限されている。具体的には、①議会が首相の不信任決議をしたとき、あるいは、②首相が提案する信任決議を議会が否決したときにのみ、解散が認められる。さらに、その解散の合意性は、憲法裁判所で審査される。

ドイツ憲法は、なぜ解散権を制限する

のだろうか。そもそも解散は、議会と首相との対立が解消不可能の場合に、安定した関係を構築するための制度である。しかし、「对立關係の有無」は容易に判定できない。そこで、不信任決議・信任決議の否決という、外形的に明らかな要件を課しているのである。

フランスは、大統領制と議院内閣制の中間にある「半大統領制」という独特的な制度を採用している。國民の直接投票で選ばれる大統領には、國民議會(日本の衆議院に相当)を解散する権限があるものの、議法に一定の制限が定められており、大統領の都合だけで解散すると強い非難を受けると言われている。

### 3 日本の解散権のありよう

のようにならつかの代表的な国制度を見てみると、内閣が好きなタイミングで議院を解散できる制度には、非常に大きな問題があることが分かる。そして、14年末の解散は、日本国憲法に照らしても選舉の統一を提起する余地がある。検討してみよう。

今回の任期前の解散は、次のような解釈論に依拠して行われている。すなわち、

憲法7条3号は、「天皇は、内閣の助言と承認により」「衆議院を解散する」と定めている。この規定には、条文の文言上は特に制限がないので、内閣はいつでも好きな時に「解散のための助言と承認」ができる。

しかしながら、この解釈には疑惑がある。憲法7条の規定は、あくまで憲法上の手続きが踏まれた場合に、内閣の助言と承認と天皇の国事行為という形式をとるべきだとしているだけではないのか。例えば、同条1号は、内閣の助言と承認に基づいて「憲法改正・法律」の「公布」をするとしているが、国民による憲法改正や国会による立派なしに、勝手に、憲法改正や法律を公布してよいと解釈する者はいない。そうだとすれば、衆議院の解散も内閣の好きな勝手にできるわけではないはずだ。そして、憲法69条は、内閣不信任決議案が否決された場合に、「十日以内に衆議院が解散」され得ることを規定している。そうすると、衆議院の任期前解散は、この規定の場合に限られると考えるのも十分説得的解釈である。

日本の憲法学者では、議会の解散権を69条の場合のみに限定するのは誤りで、

例外的に7条による解散も可能と考える者が多いうに思われる。しかしながら、7条解散が無制限に認められるに至っているわけではなく、重要選舉が否決されるなど、不信任決議に連なるような場合を想定しているのが通常である。そもそも憲法7条は、解散は「国民のために」行うものだと明記している。したがって、少なくとも、与党のために、与党に有利なタイミングで解散する」とについては、憲法7条からも疑問を呈する余地がある。

そしてこうした駆け足によるならば、議会との明確な対立がないにもかかわらず断行された今回の解散は、選舉と評議を得る可能性が高いため、もちろん、選議だからといって、選舉を無効にする効果まで認めらるべきかどうかは議論の余地がある。しかしながら、解散の適否について、憲法的な評議をしておくことは必要だろう。

今回の選舉が盛り上がりに欠けたものになつたことにについては、野党團結の進展、開票不足以外に、首相が、自分に有利なタイミングで解散を打つ慣習にも原因がある。この慣習を改めるべきか。改めるとして、どのような制度を作ればよいのか。また、そのために、憲法改正が必要

なりか、現行憲法を前提とした新しい慣行の樹立なのか(注4)。こうしたこと、メディアでも報じ、議論すべきだらう(注5)。

以上は、解散権のありようという選舉の前段階に関する議論である。続いて、選舉自体について検討しよう。

### III、選舉に関する法制度

選舉法則は、「どのように選舉区を区切り、どう集計して当選人を決めるか」という選舉制度と、「選舉に関する情報の流通をどのように規制するか」という選舉情報法則に分かれる。14年末の選舉は、それぞれ、検討すべき課題を提示している。

#### 1 現行選舉制度の課題

14年12月18日朝日新聞朝刊によれば、「衆院選の結果を受けて、朝日新聞社は15、16日に全国世論調査(電話)」を実施した。その結果、「自民・公明の与党が合わせて3分の2を超える325議席を得たことについては、59%が『多すぎる』と答えた」だとうである。こうした傾向は、今回の選舉に特有なものではない。小泉

新政治化選舉や民主党政権誕生の政権交代選舉でも、政権獲得政党の議席が多くなると感じた有権者が多かつた。となると、現行の選舉制度は、有権者の意思を反映させにくく構成である、といふことになる。

日本の報道を見ていて気になるのは、現在の選舉制度が自明視されすぎているようにも感われるこことである。この自明視を相対化するために、まずは、中選舉区制から小選舉区比例代表並立制への移行の流れを確認しておこう。

中選舉区制(小規模な大選舉区間限選配制)とは、一つの選舉区に3から5人程度の議席を分配し、有権者は一人の候補者にのみ投票する制度であった。この制度は、大政党・小政党それぞれに、次のような戦略行動を取らせる。

まず、大政党は、一つの選舉区に複数の候補者を立てる必要がある。しかしながら、有権者は一人にしか投票できないので、同じ政党の候補者は、同一の支持母体の票を取り合うことになり、大政党は派閥に分裂する。他方、小政党は、複数の候補者を擁立すると困れになるため、立候補者を絞り込む必要がある。つまり、議会の過半数は握るに存在感のある

少数党であることを目指すことになる。

したがって、派閥抗争の構えない与党自民党と、政権獲得目標にしない野党第一党社会党という構造が長らく固定化されていた。この状況の打破を目指して導入されたのが、小選舉区比例代表並立制である。すなわち、政権交代の可能性を高めるために小選舉区割を採用し、他方で、小政党への配慮のために、比例代表制度も取り入れたのである。

では、小選舉区比例代表並立制はどう評価すべきだろうか。

政治とは国民全体の意思決定であるから、選舉制度評議の基準は、国民全体の意見集約の方法として優れているか、にある。こうした観点から見ただとき、小選舉区比例代表並立制は、あまりに僵ましい制度とは評価できない。

まず、小選舉区制の下では、各選舉区で一人しか当選できない以上、少数民族は大規模政党に連合する必要がある。例えば、日本が完全に小選舉区制であれば、共産党や公明党には当選の見込みはなく、それぞれ自民党や民主党と連合・合併するしかなくなるだろう。このように、一大大プロリクを形成した上で、総選舉の時点で国民全体の意見を集約するのが、小

選舉区制の特徴である。

これに対し、比例代表制の下では、多数政党も少数民族も自らの個性を積極的にアピールしなければ選ばれない。単独で議会の過半数を獲得する政党は生じにくく、国民の意思の多様性を反映した議会構成になる。そして、国民の意見分布を反映した議会内の交渉や妥協によって、最終的に意見を集約することになる。つまり、比例代表制とは、選舉とその後の議会の交渉を通じて、段階的に意見統合をするシステムなのである。

このように、小選舉区制と比例代表制とは、それぞれ意見集約の仕組みが異なるため、小選舉区比例代表並立制の下では、各政党は矛盾する要素に迫られる。現在の各政党を見てみると、大同団結をするのか、特色ある独自路線を貫くか、非常に難しく判断を迫られた結果、明確な方向性を定められず、国民の選択も困難になつているように思われる。

こうして検討してみると、選舉制度の問題点は、小選舉区比例代表並立制という矛盾に満ちた制度そのものにあらるのではないか。しかし、選舉制度に関する報道は、「一票の格差」問題や議員定数削減の是非など、現行制度を前提とした問題

に関するものが多い。各メディアは、選舉制度それ自身についても、より深く検討する報道をするべきであろう。

## 2. 選舉制度改善のための選択肢

さて、小選舉区比例代表並立制に問題があるとして、どのような改善策があり得るのか。

大きな方向性としては、中選舉区に戻す、小選舉区制で一貫させる、比例代表制を強化する、といった方法が考えられる。このうち、前者には、かなり無理があるように思つた。

また、一般に現制度への不満が高まるなど、「昔のほうが良かった」という懐旧感が生まれるものであるが、中選舉区制度にはかなり問題があつたからこそ、制度改革が行われたのである。過去に選挙戻りという重要な発想は僵むべきだろう。他方、小選舉区制で一貫させ、二大政党化を促すのは、利害関係人が多すぎ、すぐには困難であつた。ところでも、小選舉区制と比例代表制との並存による政党の子盾行動を解消しようとすると、衆議院選舉選挙だけでなく、参議院選舉選挙や地方選挙でも小選舉区化する必要がある。

ところが、日本の政党状況を考えるなら、そこまでの抜本的な制度変更は難しく思われるからである。

そうすると残る選択肢は、比例代表制を強化する方向しかなさそうである。もちろん、衆議院議員の定数をすべて比例区にするのも、あまり現実的ではない。現議院員の過い反対が予想されるのはもちろん、各選舉区の候補者と有権者とのコミュニケーションの歴史を複雑にしてしまうのは、良い議員を選ぶ観点からマイナスになるおそれもあるからである。

現実的に行なうなら、もつと緩やかな方法、つまり、小選舉区の枠組みを生かしつつ、比例代表の要素を強化する方法を考える必要がある。この点で、ドイツとフランスの制度が参考になる。

ドイツの制度は、「小選舉区比例代表併用制」と呼ばれる。この制度は、基本的には比例代表制であり、そこに小選舉区制の「人物本位の選択」という特徴を加味したものである。

もう少し説明しよう。有権者が小選舉区と比例区それぞれに投票するには、日本と同じである。しかし、各候補の議席数が、基本的には比例区の結果によつて決められるところに特徴がある。具体的に

は、比例区に基づいて獲得した議席数を、まず、小選舉区の当選者に割り当てる。

それで余った分（比例区で使った議席数 - 小選舉区の当選者数）の議席は、比例名簿の順番で割り当てるのだ。ただし、比例区で獲得した議席数よりも小選舉区の当選者数が多い場合には、小選舉区の当選者全員が議席を得ることになる（まじ）。

これに対し、フランス国民議会の制度は、「小選舉区2回投票制」と呼ばれる。この制度は、基本的には、一つの選舉区から一人の議員を選ぶ小選舉区制だが、1回目の投票で十分な得票を得られなかつた場合に、上位の候補者の間で決選投票が行われるのが特徴である。

たとえば、ある選舉区の1回目投票で、A候補が10万票、B候補が8万票、C候補が3万票を獲得したとしよう。この場合、A候補とB候補が2回目に立候補できる。最終的に当選するためにには、少数候補を味方にしなければならない点が重要である。今の例でいえば、C候補の3万票を味方につけければB候補は選挙で生きるので、A候補もB候補も、C候補を味方につけようと努力せねばならない。このため、当選者は、少数意見にもしっかりと耳を傾けねばならない。他方、

有権者の側は、「1回目は自分の好きな候補者に投票して、自分の考へに最も近い候補者への支持を表明したうえで、2回目は戦略的に投票することになる」無駄な投票がないので選舉に賛成感が生じる。「ドイツの方法も、フランスの方法も、それぞれの歴史的経緯を踏まえた工夫された制度だと思うが、こうした方法は、現在の小選舉区を生かしながらも比例代表の要素を導入できるので、日本にとっても十分に検討に値する制度であろう。憲法の定める議会民主主義を実現するためにには、よりよい選舉制度を構築することが必要不可欠である（註7）。メディアの間も、多様な選舉制度の可能性を報じ、検討する下地を提供するべきだろう。

## 3. 放送法制

さて、1年末の選挙は、選舉情報法制にも大きな懸念を残すものだった。

自民党が、NHKおよび在京民放テレビ局に対して、衆議院解散前日の1月20日付で「選舉時期における報道の公平中立ならびに公正の確保についてのお願い」（同党幹事長・萩生田光一氏および報道局長・福井照氏の連名）とする文

書を渡していたことが判明したのである。

文書の指摘内容は、出席者の差別回数や新聞、ゲスト出演者の選定、テーマ選び、貴賓インタビューや資料映像の使い方など、かなり細かい点にまで及んだ。さらには、「過去においては、眞体名は差し控えますが、あるテレビ局が政権交代実現を画策して偏向報道を行い、それを事実と認めて語り、大きな社会問題となつた事例も現実にあつたところです」と、メディア関係者が国会で証人喚問された橋事件を想起させる記述までしている（註8）。

橋事件は、自民党から見れば、「偏向報道により不当に政権を奪われた事件」だと理解されるのかもしれない。しかしながら、メディアからみれば、「政権にとつて望ましくない報道をすれば、免許制废を前に、証人喚問を使ってまで嫌がらせを受ける危険があることが明確になつた事件」である。この文書は、自民党が「不公正」・「政治的偏向」と評価した報道に対して、自民党的政治権力で圧力を加える旨の文書だと受け取られるのもやむをえないものなものだったわけである。

この文書については、放送法4条が「公平・公正」「政治的中立」を要求しており、特に問題がないとの弁明・弁護もあり

る。しかし、こうした主張には根本的な疑問がある。放送法3条が、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めていることを軽視しきりではないだろうか。この規定は、憲法21条の保護する表現の自由を受けて、メディア外部の圧力から、編集権を保護する規定である。

そもそも、何をもつて「公平・公正・中立」と評価するかは、立場によって判断が分かれる。さらに、たいていの場合、右の人も左の人も「自分が普通だ」と思つてはいるのだから、仮に「どんん中の報道」があつたとしても、「偏向している」と思うはずである。例えば、原発に対する賛否を述べない報道をすれば、反原発派から「読み込みが浅い」、原発推進派から「なぜ原発を勧めさせないといけない理由を報じないのか」と批判されるだろう。そうすると、放送法4条が要求する「公平・公正・中立」が、「特定の政党から見ての公平・公正・中立」を意味すると理解すれば、いかなる報道もできなくなる、收拾がつかなくなる。

では、放送法4条は何を要求しているのか。放送メディア自身が自律的に基準

を肯定し、それに照らして公平・公正・中立であることを要求している」と解釈するべきだという。これは、政治的に偏向してしまっているのではないか、他方で、ある政党や候補者に有利・不利になる報道を一切してはならないといつてはならない。例えば、「正しく経済統計に基づく主張がどうか」という基準で、各政党の主張を比較検討する報道は、誤った主張をする党にとっては不利だが、不公平・不公正だというわけではない。

このように「公平・公正・中立」の判断については、メディア自身の自律的な判断を尊重すべきである。自民黨の文部の問題についてのメディア報道を見ていると、放送法4条の規定については、それなりに報じられ解説されていた。しかし、放送法3条や放送2条1項の題旨については、あまり報道がなかつたようだと思う。

この事件をきっかけに、選舉期間中のメディアの自律を確保するための法制度のありようについても、議論が進むべきだったのではないか。

## 終わりに

以上を見てきたように、年末の解散、

総選挙は、憲法とそれに関連する法制度について様々な問題を提起するものだった。それらは、誰が当選し、どの政党が何議席獲得したかといった情報や、政治家同士の人間関係に関する情報に比べれば、地味で分かり難く、報道されにくいつもののである。

しかし、解散・総選挙は、国民全体のために、よりよい意思決定をすべく行われる。そして、それを行うために、憲法・法律に多様な制度が用意されている。解散・総選挙をめぐる報道にも、国民全体という視点から、制度をどう改善すればよろしいのか、という視点をもつと取り入れるのが、メディアの使命でもある。

## 注

- 1 選舉権の差別化については、東京版『東京日日新聞社の選舉』(本邦版 1993年)403頁以下を参考。
- 2 もう少し、大規模選挙にかかるとして、議会と大統領との関係化を放題つづらじと見ていいわけではない。大統領は法律の施行を延期する権限を認めたり、議会に監査などを実行したりと、大統領と議会の政治関係を調整する制度が新たに定められてらい。
- 3 イギリスでは、2000年から「緊急法」と呼ばれる一連の緊急法律の大発動が連々でおり、最高裁判所が憲法性から、新設の最高裁判所に移された後、地方分権が進むられ

たうじていた。議会は緊急法や、その流れの中で削除されたのである。

- 4 石川龍彦「政治の名前／政治の本義」講評室・中島徹也「政治がやがては」(日本語学セミナー日本社会と国際の現在)日本語論社(2012年)113頁は、ドイツの選舉制度を議論する筆者によると、「内閣の自由な解散権を削除する筆者たる筆の存在を真面目に受け取るべきではない」とある。

以上の議論についてせ、東谷郎昇『Interactive 新聞』(有斐閣2006年)第十一章参照。また、全国の議会選舉制度に関する議論として、前澤正司編『議会選舉法(三卷)』(有斐閣2012年)111頁が参考。

- 5 また、イギリスの選挙制度については、河野義長『イギリスの2011年議会選舉法』(岩波新書)が詳しい。(2012年)参照。

6 ややしきらじ、具体的な数字を使って説明しだい。今選舉をやつて、上院区でA党が200議席、B党が100議席を得ましたとする。すると、小選舉区では、A党が150議席、B党が50議席などになります。この場合、A党の議席は200(150が小選舉区当選者、50は上院を勝ち残す議席)となります。

- 7 小選舉区では、A党が150議席、B党が50議席などになります。この場合、A党の議席は200(150が小選舉区当選者、50は上院を勝ち残す議席)となります。B党の議席は50(上院区議会議員よりおきが会議議員を指す)くらいになります。議員の議席は50(議員は50人)になります。これが何から議員ではあります。

8 議會制度についてせ、東京版『東京』(新潮社2014年)331頁以下を参照。回数は、ハーバードの2回目選舉の跡入を想定する。

- 9 実際、安倍晋三は1月1日の日本国をクラブにむかひて会見で、選舉について言及している。

2016.6.23(木) 毎日

## 憲法の岐路

私は言いたい

安倍政権は憲法に負荷をかけた。憲法改正手続きを定めた96条の改正や国家緊急権の創設は、権力を合理的に拘束するという発想がなく、むしろ権力を乱用しやすくなるという点で、立憲主義に反する提案だ。評価できない。

憲法改正については、権力者側が提案することしか報じないメディアの責任も大きい。よく自民党の憲法改正草案への見解を聞かれるが、私はコストする価値はない。憲法は本来、個人の権利を

## 本来、権力者を縛るもの



木村 草太さん(35)  
首都大学東京教授

きむら・そつた 東大法学部卒業後、同大助手を経て首都大に赴任。専攻は憲法学。主な著書に「憲法の創造力」「集団的自衛権はなぜ違憲なのか」。

拡大し、権力者を拘束するためのものだ。メディアはもういろいろな論点があることを示すべきで、国民の間で憲法に対する理解が深まってほしいと思つている。

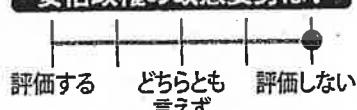
例えば、憲法で認められており内閣による衆院の解散権だ。小泉政権の郵政解散以降、民主党政権での解散も含め、法案への見解を聞かれるが、私はコストする価値はない。憲法は本来、個人の権利を

た安倍政権の解散もその一例で、政権を延命させようという意図がうかがえた。こうした解散権に一定の歯止めをかけようという発想は、権力者側からは出てこないだ

ろう。一方、英国では世論の高まりを受け、11年に解散権が制限されるようになった。憲法の教科書では、解散権に何らかの歯止めをかける議論が一般的だ。権力者がそうした慣習を確立できないなら、憲

### 私の立ち位置

安倍政権の改憲姿勢は?



憲法を改める必要は?

ある・どちらとも言えず・ない

守つていかなければなりません。権利を学ぶといふと、「権利ばかり主張してわがままになる」と言う人がいますが、それは誤解だと思います。

権利を学ぶといふことは、自分が主張できる権利についてだけ学ぶといふものではありません。相手にどのような権利があるのかも、同時に学ぶのです。自分が権利を持っているのとまったく同じだけの価値の重さをもつて、相手も権利を持っています。権利を学ぶのは決してわがままなことではなく、むしろ相手に何をしなければならないのかという義務を学ぶことでもあると思います。

また、権力の分立、すなわち権力の独裁を許さないといふことも、憲法の重要な要素です。憲法改正を考えるのであれば、現在の日本で、権力を合理的に運用できていないのはどこなのかをちゃんと見極めをうえで、それを合理的に運用するにはどうすればよいかを考えていかなければなりません。

他者と共存するためにどのような人権が必要かを考えること、そして、権力を合理的に運用するための統治の仕組みを考えること、その二つが必要だと思います。

国谷 つまり、今求められている公共的な価値は何か、ということが、本質的なも

のとして問われなければならぬといふことでしょうか。

木村 そうですね。公共とは、まさに誰でもが参加できるといふことです。すべての人が尊重される憲法にするにはどうしたらいいか、それを考えることが、憲法の公共性を確保することだだと思います。

### 権力者に不利な改正

国谷 こうした憲法論を実現するためには、どういうプロセスが必要でしょうか。

木村 現在の憲法の運用に、公共性の観点から問題がないかを考えてみるべきだと思います。例えば、私が具体的に見直す必要があるのではないかと検討しているのは、衆議院の解散権についてです。

現在は「七条解散」といつて、天皇の国事行為として衆議院の解散が定められているのを根拠に、天皇に助言と承認をする内閣が、もつと言えば首相が、解散したいと思えば解散できるという運用がなされています。

しかし、こうした運用では、政権の側が選挙のタイミングを自由に選べることに

なってしまいます。与党は、自分たちに有利なタイミング、選挙で勝ちやすそうなタイミングを選んで、解散させようとするでしょう。例えば、すごく悪い雇用統計が出る前に解散しようとか、消費税が上がる前に解散しようとか、あるいは、野党の選挙準備が整う前に解散しよう、などといった運用がでてします。

こうした運用が、現在の憲法の文言に照らして許されるのかは、解釈上、疑問もあります。例えば、七条が定める解散権以外の国事行為については、他の憲法条文に実質的な決定権者や手続きが定められているので、衆議院の解散も六九条の定める不信任決議に限られるのではないか、という議論があります。あるいは、七条には、国事行為は「国民のために」なされるとしてあるのに、与党の都合によって解散するのは「国民のため」と言えるのか、という疑問もあります。

しかし、現実にこうした運用がなされてしまい、それが明確に違憲であると基礎づけるだけの条文もありません。現状のまま、選挙を私物化するような解散を許す運用が続くのであれば、それを制限するための憲法改正を真剣に考えていいのではないかと思います。

外国に目を向けてみると、日本と同様に議院内閣制を採用するドイツでは、首相の提出した信任決議案が否決された時でないと、解散はできないとされています。信任決議が否決されるとということは、内閣と国会との間に意見の不一致があるということですから、国民にどちらが正しいかを裁定してください、という選挙になります。これは、公共目的に資する選挙と言えるでしょう。

イギリスでは、長らく首相が好きな時に解散できる制度がとられていました。しかし、やはりそれはおかしいのではないかということで、議会任期固定法が一〇一年になって制定されました。これによつて、不信任決議が可決されない限り、議会を解散しないという制度に改められました。

こうしたことを考えると、日本でも、選挙の公共性を確保するために、首相の衆議院解散権を制限する憲法改正が検討されてもいいと思います。しかし、こうした公共性のある改憲提案は、時の権力者にとっては、必ずしも有利になりません。

憲法は権力者を拘束するものです。当然、権力者の側はなるべく拘束を解きたく、国民の側は権力者を合理的に拘束したいということになり、権力者と国民との

間には利害対立が生じます。ですから、合理的な改憲提案はなかなか出てきにくいい、という状況になってしまっていると思います。

170

### 憲法が目指している社会

国谷 憲法違反かどうかの判断について、最高裁に委ねるのではなく、われわれ国民が究極的には責任を持たなければならぬといふことになりますと、憲法リテラシーの面でも、一人ひとりが関心を持つて考へるといふ意味でも、じつくり腰の据わった議論が必要なのではないかと思えてきます。

最後に、憲法とはそもそも何のためにあって、何を目指しているのか、そこをお話しいただきたいと思います。

木村 憲法は難しく感じると国谷さんはおっしゃっていましたけれども、実は、そんなに難しく考えることでもないのではないかと思うのです。

憲法が目指しているのは、すべての人が平等である社会、多様な価値が尊重される社会、言つてみれば、私たちにとつて当たり前の社会ですよね。好きなテレビを

見たい時に見られる、どんな新聞や雑誌を読んでもいい、そして、街を歩いていて不當に逮捕されない。そういう社会を実現するために、憲法があります。

歴史的に見ると、国家は、無謀な戦争や人権侵害、独裁などによつて、人々を苦しめてきました。そうした失敗のリストを憲法という形で定め、失敗を繰り返さないようにしているのだと考えれば、憲法はそれほど難しくないのではないかと思います。

また、憲法の内容についても、今回、国谷さんは、非常に的確に質問をしてくださいました。質問をされれば、専門家には答える義務があります。私は、それがすごく大事だと思うのです。

専門家は、ふんぞり返つて偉そうにしていてはいけません。求められた時に、きちんと合理的な説明をする責任があると思います。ですから、何やら難しく述べない専門家に対して、市民の側は引け目を感じる必要はありません。「お前たち、ちゃんと責任を果たしていないな」と評価をしてしまつていははずです。

もちろん、市民の側も、真摯に勉強して理解する努力をしていかなければなりません。



木村草太(きむら そうた)

一九八〇年神奈川県生まれ。東京大学法学部卒業。同大学助手を経て、現在、首都大学東京都市教養学部法學系教授。専攻は憲法学。著書に『平等なき平等条項論』(東京大学出版会)、『憲法の急所』(羽鳥書店)、『キヨミズ准教授の法学入門』(星海社新書)、『憲法の創造力』、『憲法の条件』(大澤真幸との共著)(以上、NHK出版新書)、『未完の憲法』(奥平康弘との共著、潮出版社)、『憲法学再入門』(西村裕一との共著、有斐閣)、『テレビが伝えない憲法の話』(PHP新書)、『集団的自衛権はなぜ憲法なのか』(晶文社)、「いま、『日本』を考えるということ」(山本理顕・大澤真幸との共著、河出書房新社)など多数。

講談社現代新書 2387

## 憲法といふ希望

二〇一六年九月二十日第一刷発行

著者 木村草太 © Souta Kimura 2016

発行者 鈴木哲

発行所 株式会社講談社

東京都文京区音羽二丁目一一一之一 郵便番号一〇一八〇一

電話 〇三一五三九一三五二一 講集(現代新書)

〇三一五三九一四四一五 販売

〇三一五三九一三六一五 業務

装幀者 中島英樹

印刷所 凸版印刷株式会社

製本所 株式会社大進堂

定価はカバーに表示しております Printed in Japan



本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複数は著作権法上の例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。図「日本複数権センター委託出版物」複数権を行使される場合は「日本複数権センター(電話〇三一三四〇一一三三八二)にて連絡ください。送付料小社負担にてお取り寄せいたします。小社業務にてにお送りください。

なお、この本についてのお問い合わせは、「現代新書」までにお願いいたします。